

「フォークリフト運転業務従事者」安全教育のご案内

労働安全衛生法では、第 60 条の2第2項において「事業場の安全衛生の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に従事している者に対し、安全または衛生に関する教育を行わなければならない。」と定められています。それによると、事業者が労働災害の動向、技術革新等の変化に対応した事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現についている者(フォークリフト運転業務等)に対して、概ね5年ごとに安全又は衛生のための教育を実施し、労働災害の撲滅に努めることとなっています。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部では、この安全衛生教育指針に基づいた、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を開催することとしています。

記

以上

1 講習開催日 ① 令和6年6月10日(月) (会場：東部従業員サービスセンター)

受付8時30分 講習開始 9時00分
(学科講習3時間、点検・実技講習3時間 合計6時間)

2 講習会場 ○東部従業員サービスセンター
春日部市下柳 41-1

3 対象者 フォークリフトの運転業務従事者で技能講習終了後、概ね5年経過ごとに実施。

4 受講料 協会会員事業場 5,100円 (消費税、テキスト代含む)
非協会会員事業場 6,150円 (消費税、テキスト代含む)

5 申 込 方 法

インターネットでの予約

陸災防埼玉県支部のホームページからお申込み事業場・お申込み者情報と受講者情報入力、予約してください。

※受講費用は受講日の 10 日前までに必ずお支払い下さい。

・振込の場合

武蔵野銀行さいたま新都心出張所
陸運労災防埼玉県支部
普通口座No.4508
振込み手数料はご負担願います。

★当日は、『予約内容ページ』を印刷の上ご持参ください。

6 注意事項

- ・定員になり次第締め切ります。お早めにご予約下さい。
- ・キャンセルについては、講習開始日の 1 週間前までに連絡してください。
- ・講習日に受講しなかった場合は失格となり受講料は返金致しません
- ・お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・10 日前までに申込書台帳及び受講料の確認ができない場合はキャンセルとなります。
- ・昼食は各自、ご持参ください。

7 問合せ・申し込み先 (土曜・日曜・祝日を除く)

〒330-8506
さいたま市大宮区北袋町 1 丁目 299 番地 3
埼玉県トラック総合会館内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
電 話 048-645-2770 FAX 048-645-2818
<http://www.rikusaibo-saitama.org/>

受付番号	※
------	---

フォークリフト運転業務従事者安全教育受講申込書

受講希望日		受講会場 (どちらかに○してください)	
令和	年 月 日	春日部 ・ 深谷	
フリガナ 氏 名			修了証 番 号 ※第 号
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	交付年月日	※
住 所	〒 ()		
所 業 属 場	事業場名		
	所在地	〒	
	ご担当者様	TEL ()	FAX ()

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

受講者氏名 _____

陸運労災防止協会
埼玉県支部長 御中

(注意) 申込後の取り消し及び受講料等の返金には応じかねますので予めご了承下さい。

※ 太枠は、事務局にて記入いたします

メ		受講料	会員	5, 100 円
			非会員	6, 150 円
モ		領収日	月 日	